

地方税財政関係資料



総務省

平成23年10月20日

(参考1) 平成23年度一般会計補正予算(第3号)等の骨格について

第一 一般会計予算の補正

1. 東日本大震災関係経費	11.6兆円程度 (9.1兆円程度)
---------------	-----------------------

〔歳出の追加〕

(1) 復興対策等事業費	6.1兆円程度
(2) 災害関連融資関係経費	0.6兆円程度
(3) 全国防災対策費	0.5兆円程度
(4) 除染等経費	0.2兆円程度

(5) 地方交付税の加算	1.6兆円程度
--------------	---------

(6) 年金臨時財源の補てん	2.5兆円程度
----------------	---------

〔財源〕

(1) 復興債	11.4兆円程度 (8.9兆円程度)
(2) 税外収入	0.02兆円程度
(3) 復興財源となる歳出削減	0.2兆円程度

2. その他の経費	0.3兆円程度
-----------	---------

〔歳出の追加〕

・ 台風12号等に係る災害復旧等事業費等	0.3兆円程度
----------------------	---------

〔財源〕

(1) 税外収入	0.1兆円程度
(2) 東日本大震災復旧・復興予備費の減	0.2兆円程度

3. B型肝炎関係経費 0.05 兆円程度

〔歳出の追加〕

・ 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給基金(仮称) の造成 0.05 兆円程度

〔財源〕

・ 税外収入等 0.05 兆円程度

合 計 12.0 兆円程度
(9.5 兆円程度)

(注) () 内の計数は、年金臨時財源の補てんを除いた計数である。

(備考) 計数については、それぞれ精査中であり、今後異同があり得る。

また、それぞれ四捨五入によっているので、端数において一致しないものがある。

第二 特別会計予算の補正

交付税及び譲与税配付金特別会計、エネルギー対策特別会計、社会資本整備事業特別会計などの特別会計について、所要の補正を行う。

第三 政府関係機関予算の補正

株式会社日本政策金融公庫について、所要の補正を行う。

(参考) 財政投融资計画については、株式会社日本政策金融公庫等に対し、1.3 兆円程度を追加する。

復旧・復興対策規模（財源）と地方負担分の対応関係（イメージ）

未定稿

復旧・復興対策規模

第1次・第2次補正財源 6兆円程度	
歳出削減・税外収入 5兆円程度	
国税の臨時的な税制措置 7.2兆円程度(※)	
地方税の臨時的な税制措置 0.8兆円程度(※)	

○復旧・復興事業に係る国庫補助金等

○被災団体における

復旧・復興事業の地方負担分等

＝「地方交付税の加算」(第3次補正：1.6兆円程度)

○全国の地方団体における

緊急防災・減災事業の地方負担分等

19兆円程度

(※) これに加え、年金臨時財源2.5兆円 + B型肝炎対策0.7兆円 = 11.2兆円程度

(注) 10年間トータルの税外収入等は段階を経て7兆円になり、結果として、増税額は9.2兆円になる。(平成23年10月7日閣議決定抜粋)

地方交付税（震災復興特別交付税）の加算について（第3次補正予算）

未定稿

○東日本大震災からの復旧・復興事業に係る地方負担分について、地方交付税を加算（1.6兆円程度）

①3次補正予算に伴う地方負担分

0.7兆円程度

②1次補正・2次補正予算等に伴う地方負担分

0.6兆円程度

③地方税法の改正等に伴う地方税等の減収分

0.3兆円程度

※ 地方負担分については、全国の地方団
体で予定されている緊急防災・減災事業
の地方負担分等を除く。

○ この加算分については、「震災復興特別交付税」（仮称）として、通常の特別交付税とは別枠で、個々の被災団体における負担をゼロとするように、事業実施状況に合わせて決定・配分予定。

【イメージ】

＜東日本大震災＞

（参考）＜現行＞

震災復興特別交付税

○復旧事業

国費
90%以上

（災害復旧事業費／標準税収入等でせり上がり方式＋特別措置）

震災復興特別交付税

○復興事業

国費
80%程度
（復興交付金）

地方債

○復旧事業

国費

（災害復旧事業費／標準税収入等でせり上がり方式）

元利償還金の95%を後年度普通交付税措置

地方債

○復興事業

国費

元利償還金の一
定割合を後年度
普通交付税措置

復旧・復興事業 19兆円程度のうち、全国の地方団体で行われることが予定されている緊急防災・減災事業の地方負担等（0.8兆円程度（推計））については、地方税において復旧・復興のための臨時的な税制上の措置を講じること、地方団体自ら財源を確保することとしている。

・個人住民税均等割の税率の臨時的な引上げ及び地方たばこ税の臨時の引上げとともに23年度税制改正事項（個人住民税の給与所得控除等の見直しによる増収額約0.06兆円（平年度ベース））を復興財源に活用。

個人住民税均等割の引上げ

+

地方たばこ税

+

個人住民税の給与所得控除等の見直しからの充当

0.03兆円/年(年500円)×5年
=0.15兆円

0.09兆円/年(1円/本)×5年
=0.48兆円

[

0.20兆円

]

=0.8兆円程度

【個人住民税均等割の年500円引上げ、期間5年・地方たばこ税の引上げ、期間5年】

個人住民税の給与所得控除等の見直しからの充当									
約0.05兆円	約0.05兆円	約0.05兆円	約0.05兆円	約0.05兆円	約0.03兆円	約0.03兆円	約0.03兆円	約0.03兆円	—
約0.09兆円	約0.09兆円	約0.09兆円	約0.09兆円	約0.09兆円	約0.03兆円	約0.03兆円	約0.05兆円	地方たばこ税引上げ〔1円/本〕	
0.04兆円	0.14兆円	0.17兆円	0.17兆円	0.17兆円	0.17兆円	0.17兆円	0.09兆円	0.03兆円	0.03兆円
24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			

※個人住民税は6月より実施
個人住民税均等割〔年500円増〕
地方たばこ税引上げ〔1円/本〕

※地方においては、販売本数の減少による減収を差し引いた純増分を復興費用に充当。
※地方たばこ税は10月より実施

※国、地方いずれのたばこ税に税制措置を講じた場合であっても、販売本数の減少による減収の影響が生じる。

国と地方のたばこ税の配分の比率は従来から1：1となっている。

5

地方税の税率の設定について（案）

○全国の地方団体で行われることが予定されている緊急防災・減災事業についての直轄・補助事業の地方負担や地方単独事業の都道府県と市町村の割合（概ね1：1）に合わせ、臨時的な税制措置による増収額（純増額）の比率も概ね1：1になるよう税率を設定する。

○なお、今回の国・地方のたばこ税の臨時的な税制措置による販売本数の減少に伴う減収の影響額は、市町村の方が大きいことから、税率引上げの都道府県と市町村の割合を2：3程度に設定することで純増額が概ね1：1になると見込まれる。

1. 地方税における財源確保額

①個人住民税均等割 + ②地方たばこ税 + ③給与所得控除等の見直し (純増分)				
1,500億円程度	+	4,800億円程度	+	2,000億円程度 =0.8兆円程度
都道府県 600億円程度	+	2,750億円程度	+	800億円程度 =0.4兆円程度
市町村 900億円程度	+	2,050億円程度	+	1,200億円程度 =0.4兆円程度

2. 税率の引上げ額

①個人住民税均等割	都道府県 200円、市町村 300円
②地方たばこ税（1,000本あたり）	都道府県 395円、市町村 605円
③給与所得控除等の見直し	現行税率どおり（都道府県 4%、市町村 6%）